

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

整理番号	186	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	186)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

農業共済事業の算定に使用する「農作物及び畑作物の 10a あたり収穫量」の決定方法の見直し

提案団体

愛媛県、神奈川県、香川県、高知県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

都道府県知事が定める 10a 当たり収穫量について、細区分がない作物については、都道府県での決定作業を原則不要とすることを求める。

具体的な支障事例

農業共済事業において、共済金額や共済掛金の算定基準となる基準収穫量(基準単収)を算出するために用いる「農作物及び畑作物の 10aあたり収穫量」について、都道府県知事は、経営局長通知を基礎として、農業共済組合ごとに毎年、類区分ごとに 10a当たり収穫量を定め、農業共済組合に通知し、経営局長にも報告している。しかし、1県1組合化している場合(茨城県以外)、細区分がない作物については、知事が定める 10aあたり収穫量は経営局長通知の基準単収と同値となるため、県での決定作業が無駄となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県での決定作業が不要となり、事務の効率化につながる。

根拠法令等

農作物共済引受要綱 第1章第8節第4の1
畑作物共済引受要綱 第1章第8節第5の1
果樹共済引受要綱 第1章第8節第7の1

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、秋田県、長野県、三重県、徳島県

○当県が定めている「農作物及び畑作物の 10aあたり収穫量」は、水稻、麦、大豆、そば、ばれいしょ、りんご、ぶどう、なし、もも、すもも、かきであるが、そのうち、麦、すもも、かきについては、細区分がないため、県での決定作業が無駄となっている。

各府省からの第1次回答

各都道府県が類区分ごとの10アール当たり収穫量を決定するに当たり、国が別途通知した数値を基礎とした算出の方法を通知(各種要綱)において定めているが、これは、国が通知した10アール当たり収穫量を都道府県が地域の実情に応じて調整するために措置されているものである。
今般のご提案を踏まえ、1県1組合化している都道府県において、類区分が一に限定されている作物について、国から通知された10アール当たり収穫量の調整を都道府県が地域の実情に鑑み不要と判断した場合には、現行通知に定める方法によって各都道府県において独自に10アール当たり収穫量を算出することなく、単に国から通知された数値をそのまま用いる方法により都道府県が10アール当たり収穫量を決定することを可能とするよう検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの第1次回答に異議はない。調整が必要ないと判断した都道府県においては、国から通知された数値をそのまま用いることが可能になれば、10a 当たり収穫量の決定作業の効率化が図られるため、引き続き前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり検討を進め、令和6年度中に農作物共済引受要綱(平成30年5月8日付け30経営第380号農林水産省経営局長通知)、畑作物共済引受要綱(平成30年7月27日付け30経営第1044号農林水産省経営局長通知)及び果樹共済引受要綱(平成30年9月11日付け30経営第1305号農林水産省経営局長通知)の改正を行いたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)記載内容

4【農林水産省】
(2)農業保険法(昭22法185)
農業共済事業において基準収穫量の算定に用いられる都道府県知事が定める組合等ごとの10アール当たり収穫量については、一定の条件を満たす場合には、国が通知する数値を基礎として算出することを不要とし、当該数値を収穫量とすることができるよう、「農作物共済引受要綱」(平30農林水産省経営局長通知)、「畑作物共済引受要綱」(平30農林水産省経営局長通知)及び「果樹共済引受要綱」(平30農林水産省経営局長通知)を改正し、都道府県に令和6年度中に通知する。